

市県民税の申告は3月17日までです 忘れずに申告しましょう!

平成20年1月1日現在、仙北市に住所を有している方は、仙北市に前年(平成19年1月1日から12月31日まで)の収入の状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月22日から税務課、各地域センター総合窓口課及び出張所の窓口にありますので、3月17日(月)までに申告してください。

なお、2月5日(火)から3月17日(月)まで申告相談日を設けますので、ご利用ください。

◆申告が必要な方◆

給与や年金のほかに、農業や事業を行っている方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、建物を買った方)など、ほかに収入がある方は申告しなければなりません。収入が全くない場合でも、18歳以上の方は収入がない旨の申告が必要です。

申告がない場合は、所得等各種証明書が発行されなかったり、国民健康保険税の軽減制度が適用されなかったりする場合もありますので、必ず期限内に申告を!!

◆申告する必要のない方◆

1 収入は給与のみで、前年は通年して1カ所の事業所からの給与のみであり、しかも年末調整が済んでいる方

※医療費控除など、年末調整でできなかった控除を受けようとする方は申告してください。

2 所得税の確定申告書を税務署に提出された方

平成20年度 市県民税申告相談日程表

相談日	受付時間	対象地区	会場
2月 5日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	大山、仲村、打野、谷地村、西村、鎧畑	田沢交流センター
2月 6日(水)	午前9時～12時	前通、坂下、見附田、銅屋、先達	
2月 7日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	高野、石神、春山、高原、造道、上中生保内、 下中生保内	田沢湖総合開発センター
2月 8日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	武蔵野上1・2・3・4	
2月10日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	武蔵野下1・2・3・4、上滝沢	
2月12日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	武蔵野下5、栄町、大杉沢団地、柳沢団地、 新市営住宅、駅前、男坂上・下	
2月13日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	浮世坂、横町、宿北、宿南、久保、沼田、手倉、 相内	
2月14日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時	野村・田向、船場向、赤石・堂田、明平、四十程、 船場、田子ノ木、刺巻、大沢	
2月15日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	城廻、田中、本町、熊ノ林、石川原野、羽根ヶ台、 太田、中関、六丁野、下道	
2月17日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	赤平、七ツ関、神代中央通、院内上・下、柏林、 鎌川上・下、国館上・下、生田松原	
2月18日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	野中清水、上・中・下生田、荒川尻1・2・3、上谷地、 下荒川尻、下谷地川	
2月19日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	下森腰1・2・3・4、上森腰1・2・3、東田、手習石、 大船、柴倉、出口、上真崎野、上卒田	
2月20日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時	荒町1・2・3・4、真崎、大荒田、黒倉、戸狩野、 抱返り、大石野、中野、わらび座	
2月21日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時	上桧木内地区全域	紙風船館
2月22日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	上中里、中里、小滝、小波内、吉田、相内湯、 相内上・下、松葉上・中	桧木内公民館
2月24日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	松葉下、橋掛通り、高屋、畑中、山口1・2・3、 長戸呂上・下、下田	
2月25日(月)	午前9時～12時	木田・相沢、久保、大台野、大台野開	
2月26日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	西明寺地区(湯尻～荒町)	
			西木総合開発センター

◆申告相談に持参するもの◆

- 1 印鑑
- 2 所得の証明となるもの(給与・年金所得の源泉徴収票など)
- 3 控除の証明となる領収書や支払証明書(社会保険庁等から送付される年金の支払証明書、生命・地震保険などの支払証明書、医療費や介護料の領収書など)
※医療費の領収書は事前に合計を計算してください。
- 4 口座番号の控え(本人のもの)
- 5 障害者手帳(交付されている方のみ)
- 6 福祉事務所で発行する認定証(寝たきり等による介護を有する者)

●営業や農業所得などで青色申告をしている方については、申告相談できませんので、直接税務署に申告してください。

◆申告書の送付について◆

今年度も申告書用紙の事前送付はしませんので、日程を確認のうえ申告してください。

●所得税の還付を受けられる場合、源泉徴収票及び各種領収書等の添付が義務付けられています。無い場合には還付が受けられませんので、必ず事業所等からの交付を受けてから申告相談にきてください。

問合せ先

仙北市役所税務課 TEL(43)1117

相談日	受付時間	対象地区		会場
2月27日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	西木地区	小山田地区(八津～外谷地) 門屋地区(上門屋～六本杉)	西木総合開発センター
2月28日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		上荒井地区(上橋元～西野) 小淵野地区(小白川～落合)	
2月29日(金)	午前9時～12時		西荒井地区、ニュータウン塚野腰	
3月 2日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	角館地区	中川地区	中川集落センター
3月 3日(月)	午前9時～12時			
3月 4日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		白岩・広久内地区	白岩集落センター
3月 5日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時30分		白岩・藺田地区	
3月 6日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		西長野・下延地区	雲沢集落センター
3月 7日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		雲然・八割地区	
3月 9日(日)	午前9時～12時			
3月10日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		下川原、大中島、金山下、菅沢、上菅沢、外ノ山、 下菅沢、水ノ目沢	角館交流センター
3月11日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		岩瀬下夕野、西下夕野、勝楽、上野、岩瀬	
3月12日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		小館、西田、西野川原、北野、西北野、古城、 川原町、表町上・下丁、裏町、細越町、山根町	
3月13日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	東勝楽丁、歩行町、小人町、横町、大風呂、七日町、 花場下、上新町、中町、下中町、中菅沢、竹原町、 田町上・下丁、岩瀬町、下岩瀬町、下新町、西勝楽町		
3月14日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	小勝田(中川原・下川原地区以外)		
3月15日(土)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	小勝田中川原地区		
3月16日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	小勝田下川原地区		
3月17日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時	仙北市全域(上記日程で申告できなかった方)		

最終日は大変込み合うことが予想されますので、早めの申告をお願いします。

人数のかたよりの待ち時間の減少を考慮して地区ごとの日程を決めていますが、市内どこの会場でも受付可能です。